

井原市発注工事の建設工事に係る入札・契約制度の見直しについて お知らせ

井原市総務部財政課

井原市の建設工事に係る入札・契約制度について、次のとおり見直しを行い、令和3年度から実施しますので、お知らせします。(令和3年4月1日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行う工事から適用します。)

1. 諸経費調整の廃止 (令和3年4月から)

「同一工事区域内の工事で、かつ継続する工事」について、同一の者が落札した場合に実施していた諸経費の減額調整を廃止します。あわせて、諸経費の減額調整を行った場合に認めていた現場代理人の兼務の特例を廃止します。

※ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)により随意契約を行うもののうち、現に履行中の契約相手方以外の者に履行させることが不利である工事については、引き続き諸経費調整の対象とし、現場代理人の兼務を認めます。

2. 災害復旧工事等に係る特例措置 (令和3年4月から)

井原市が発注する今後の災害復旧工事において、以下の特例措置を設けます。

※災害復旧工事等とは、本市が発注する災害復旧工事及び当該災害に起因する工事です。対象工事には「災害復旧工事等の特例措置対象」と表示します。

1) 指名競争入札の拡大

土木一式工事については、1件の予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)が、5百万円未満の場合に指名競争入札としていますが、災害復旧工事等である場合は、予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)が、2千万円未満まで指名競争入札を拡大します。

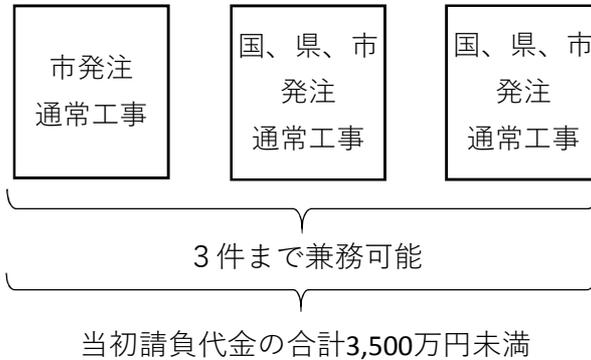
2) 現場代理人の兼務拡大

現場代理人について、**兼務する工事に災害復旧工事等が含まれる場合は、兼務可能件数を制限せず、その当初請負代金の合計を1.5億円未満とします。(別紙参照)**

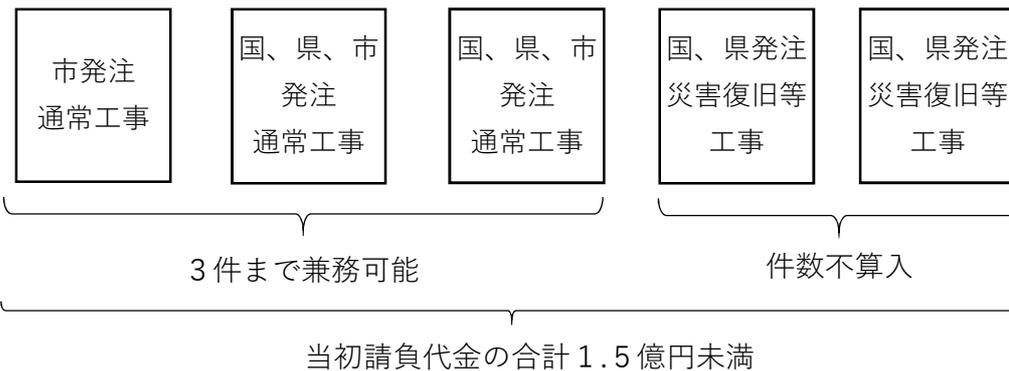
兼務拡大要件	従来	特例措置を含む令和3年4月からの扱い
兼務可能件数	兼務することとなる工事が、3件以内であること(国又は県の発注する工事を含む)。 なお、諸経費調整対象工事は、複数件であってもこれを1件とする。ただし、諸経費調整による変更請負金額の合計が3,500万円(建築一式工事については、7,000万円)未満のものに限る。	兼務することとなる工事が、3件(災害復旧工事等が含まれる場合は件数を制限しない。)以内であること(国又は県の発注する工事を含む)。
当初請負代金	兼務することとなる工事の当初請負代金の合計が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満であること。	兼務することとなる工事の当初請負代金の合計が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満であること。 ただし、災害復旧工事等が含まれる場合は、1.5億円(建築一式工事も同額)未満であること。
従事可能地域	それぞれの工事現場が井原市内にあり、かつ、監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。	
その他	兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

現場代理人の兼務件数及び当初請負代金の合計の考え方

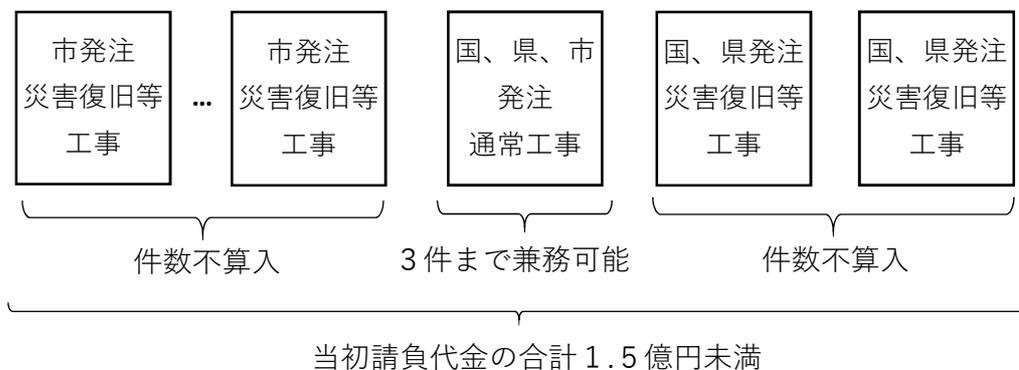
【例1-1】市発注の通常工事のみを受注している場合で、国、県発注の通常工事のみを兼務する場合



【例1-2】市発注の通常工事のみを受注している場合で、国、県発注の災害復旧工事等を兼務する場合



【例2】市発注の災害復旧工事等を受注している場合



国や県が発注した工事であっても、災害復旧工事の場合は3件の兼務件数に含めません。ただし、兼務する工事の当初請負代金の合計額（1.5億円未満）には含めますので、ご注意ください。なお、現場代理人が、市が発注した工事と国や県が発注した災害復旧工事を兼務する場合は、現場代理人兼務届の提出にあわせて、国や県が発注した工事が災害復旧工事であることが確認できる資料の提出をお願いします。ただし、工事名で災害復旧工事であることが確認できる場合は、資料の提出は不要です。